

第5回中野区空家等対策審議会 議事要点

	主な事項	検討の方向性
①	空家等対策に係る基本的な方向性について	<ul style="list-style-type: none">・ 空家の老朽化問題を考えるにあたっては、当該建物が昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられたか否かという視点を考慮することも検討の余地がある。・ 空家発生メカニズムを明らかにしていくためには、建物の老朽化の状況だけでなく、建物所有者等の状況や空家に至った経緯等も把握していく必要がある。・ 特養等の高齢者の施設サービスを増やしていくことは、費用の問題もあり今後は難しい。空家を活用して、高齢者が在宅で介護を受けられる住宅を増やしていくことも検討すべきである。・ 高齢者が一か所に居住することは、訪問介護におけるヘルパーの移動時間の無駄を省くことが出来るので、空家の利活用の一つの方策として検討すべきである。・ 空家は、道路拡幅などの公共的な利活用も積極的に検討すべきである。

<p>②</p>	<p>空家等の適切な管理推進に関する規定の基本的な方向性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代執行規定は、所有者・占有者が必要な措置をしないといったような場合に、特定空家対策の実効性を担保するために意義があると考えられる。 ・代執行を想定する際には、除却後の跡地利用のありかたについてもしっかりと検討する必要がある。 ・住宅の将来的な空家化を抑制するためには、地域住民からの情報を収集するとともに、専門家や民間につなげていくことが必要である。 ・空家法施行後は23区ではどの自治体も氏名等公表措置を条例で規定していないことから、規定整備の方向性としては、区としての独自性をもった事項であると捉えることができる。
----------	--------------------------------------	---